

第百七十号議案

火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

火薬類取締法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十一号）の一部を次のように改正する。  
別表十一の項中「一万七千円」を「一万八千円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（提案理由）

手数料の額を改定する必要がある。